

議案第 69 号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和 28 年川崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島 5 丁目 21 番 10 号
川崎市小田保育園	川崎市川崎区小田 3 丁目 17 番 3 号

」

を

「

川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島 5 丁目 21 番 10 号
------------	-------------------------

」

に、

「

川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延 5 丁目 1 番 10 号
川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘 1 番地 3

を

「

川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延5丁目1番10号
-----------	-------------------

に、

「

川崎市中馬有馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号
川崎市馬絹保育園	川崎市宮前区馬絹1, 364番地7

を

「

川崎市中馬有馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号
------------	------------------

に、

「

川崎市土渕保育園	川崎市多摩区生田2丁目14番5号
川崎市南生田保育園	川崎市多摩区南生田3丁目2番5号

を

「

川崎市土渕保育園	川崎市多摩区生田2丁目14番5号
----------	------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

小田保育園、上作延保育園、馬絹保育園及び南生田保育園の民設民営化に伴い、これらの保育園を廃止するため、この条例を制定するものである。